宇部市日常生活用具給付事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、在宅の重度障害者（児）及び難病患者（以下「重度障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第２条「重度障害者等」とは、原則として市内に居住地を有する在宅の重度の、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病患者とする。

２　「難病患者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第１条別表に掲げる疾病を有する者とする。

（用具の種目及び給付の対象者）

第３条　給付の対象となる用具は、別表１及び別表２の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる重度障害者等とする。ただし、介護保険法（平成９年法律第123号）により、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は対象者から除く。

（申請）

第４条　用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付等申請書（様式第１号）、必要に応じて用具の必要性が判断できる医師の意見書等を市長に提出しなければならない。

２　居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の給付については、「住宅改修費給付事業実施要綱」、点字図書の給付については、「点字図書給付事業実施要綱」に定めるところによるものとする。

３　既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

　また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再給付の方が部品の交換よりも真に合理的、効果的であると認める場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が用具の使用効果が向上する場合に限り、再給付することが可能であるものとする。

４　第１項に規定する申請書の提出は、電子申請により代替することができる。ただし、市長が指定した品目及び対象者に限る。

（調査）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、調査等を行い、必要に応じて調査書（様式第２号）を作成し、給付の要否を決定しなければならない。

（決定）
第６条　市長は、前条の調査により用具の給付を決定したときには、日常生活用具給付決定通知書（様式第３号）により、給付を却下したときは、日常生活用具給付却下通知書（様式第４号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。
２　市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付券（様式第５号）（以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）
第７条　前条第１項の規定により用具の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（費用の負担）
第８条　給付決定者又はこの者を扶養する者（以下「納入義務者」という。）は、当該用具の給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。
２　前項の規定により支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費の支給の例による。

（業者への支払い）
第９条　市長は、業者から給付券を添付して用具の給付に係る費用の請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の「基準額」の欄に定める額の範囲内とする。

（譲渡等の禁止）
第10条　給付決定者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（費用及び用具の返還）
第11条　市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付を受けた者があるとき、又は用具の給付を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

（排泄管理支援用具及び人工鼻の特例）
第12条　市長は、重度障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具及び人工鼻については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。
（１）　暦月を単位として２か月ごとに給付券１枚を交付すること
（２）　別表の基準額（月額）の範囲内で１か月に必要とする排泄管理支援用具又は人工鼻に相当する額を給付券１枚に記載して交付すること
（３）　給付券は、申請１回につき３枚（半年分）まで一括交付すること

（４） 第８条に規定する費用の負担については、給付券１枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと

（台帳の整備）
第13条　市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

（その他）
第14条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成18年10月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成20年12月２日から施行する。
附　則
この要綱は、平成21年12月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成23年３月８日から施行する。
附　則
この要綱は、平成23年６月９日から施行する。
附　則
この要綱は、平成25年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成25年10月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成27年７月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成28年10月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成29年５月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成30年５月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成31年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年３月１日から施行する。
附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年８月22日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年９月25日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年２月24日から施行する。

住宅改修費給付事業実施要綱

（目的）

第１条　日常生活を営むのに著しく支障のある住宅の重度障害者等が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を給付することにより地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（給付の対象者と対象）

第２条　住宅改修費給付事業の対象者は、市内に居住する次のいずれかのものとし、給付の対象の住宅改修は、別表１及び別表2２居宅生活動作補助用具とする。

（1）　下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する身体障害者（児）であって障害程度等級３級以上の者。ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害２級以上の身体障害者（児）。

（2）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第１条別表に掲げる疾病を有する者で、下肢又は体幹機能に障害のある者。

（住宅改修費の範囲）

第３条　住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

（１）　手すりの取付け

（２）　段差の解消

（３）　滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

（４）　引き戸等への扉の取替え

（５）　洋式便器等への便器の取替え

（６）　その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

（住宅改修費の給付要件）

第４条　住宅改修費の給付は、重度障害者等が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状況、住宅の状況等を勘案して市長が必要と認める場合に給付するものとする。

（申請）

第５条　住宅改修費の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅改修費給付申請書（様式第１号）、工事図面、改修前の写真、必要に応じて住宅改修の必要性が判断できる医師の意見書等を市長に提出しなければならない。

（調査）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、宇部市日常生活用具給付事業実施要綱第５条に規定する調査書を作成し、住宅改修費の給付の要否を決定しな

ければならない。

（決定）

第７条　市長は、前条の調査により住宅改修費の給付を決定したときには、住宅改修費給付決定通知書（様式第２号）により、住宅改修費の給付を却下したときは、住宅改修費給付却下通知書（様式第３号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修費給付券（様式第４号)。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（住宅改修費の給付）

第８条　前条第１項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、住宅改修業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して住宅改修費の給付を受けるものとする。

（給付の限度）

第９条　住宅改修費の給付は原則１回とする。

（費用の負担）

第10条　給付決定者又はこの者を扶養する者（以下「納入義務者」という。）は、当該給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

２　前項の規定により支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費の支給の例による。

（業者への支払い）

第11条　市長は、業者から住宅改修費の給付に係る費用の請求があったときは、当該給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、住宅改修費の給付に要した費用は、２０万円の範囲内とする。

（費用の返還）

第12条　市長は、虚偽その他不正な手段により住宅改修の給付を受けた者があるときは、当該住宅改修費の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

点字図書給付事業実施要綱

（目的）

第１条　点字図書給付事業は、視覚障害者にとって重要な情報入手手段である点字図書を給付することにより、点字図書による情報入手を容易にし、もって障害者福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）視覚障害者　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者をいう。

（２）　点字図書　月刊及び週刊で発行される雑誌類を除く点字の図書をいう。ただし、点字新聞は、点字図書に含む。

（３）　点字出版施設　点字図書給付対象出版施設をいう。

（給付の対象者と対象）

第３条　点字図書給付の対象者（以下「対象者」という。）は、市内に居住を有する視覚障害者で、情報の入手を点字によっている者とし、給付の対象の点字図書は、別表1の点字図書とする。

（給付の限度）

第４条　点字図書の給付は、対象者１人につき、年間６タイトル又は、24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

２　点字新聞を年間購読する場合は、前項に規定する限度とは別に１世帯につき１タイトルとして給付できるものとする。

（申請等）

第５条　点字図書の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇部市日常生活用具給付事業実施要綱第４条に規定する申請書に点字出版施設が発行する点字図書発行証明書（様式第１号）以下「証明書」という。）を添えて市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、点字図書給付台帳（様式第２号）に所定の事項を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付するものとする。

（給付の方法）

第６条　証明書の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、証明書に自己負担額を添えて点字出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。

（自己負担金）

第７条　前条に規定する自己負担額は、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格相当額とする。ただし、点字新聞は、一部当たりの額と期間を基準とし、自己負担額とする。

（費用の請求）
第８条　点字出版施設は、点字図書の価格から自己負担額を控除した額を市長に請求するものとする。

（返還）
第９条　市長は、受給者が、偽り、その他不正な手段により点字図書の給付を受けたときは、点字図書の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）
第10条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
附　則
この要綱は、平成25年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年３月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。